千葉市ソフトバレーボール連盟　登録規定

登　録

1. 千葉市ソフトバレーボール連盟への登録を希望する者は、当該ホームページの新規加盟方法に準じ、申込書フォームに必要事項を書き込み送信し、加盟承認を受けます（継続団体は不要です）
   その後、登録用紙をダウンロードし、登録用紙に記載されている要領に従い記入後、連盟事務局(理事長)及び管理部(副理事長)宛に送信する。
2. 登録はすべて団体を単位とする。
3. 前項の他（市外の場合）、理事会で承認された団体を加入させることが出来る。
4. 登録団体名（チーム名）は8文字以内とする。
5. 6名以上の競技者で構成されていることが望ましい。
6. 中学生以上で、部活等により競技団体登録をした人でも可能である。
   （中学生を試合に参加さすときは、体力面を十分考慮すること）
7. 当該年度中の登録チームの改名・代表者の変更は認めない。
   （やむを得ない場合は理事会の承認を得ること）
8. 当該年度中に、競技者の別団体への移動登録は認めない。
   ただし、登録していた団体が解散等で消滅した場合は、当連盟の下で、引き続き活動を希望する人は他団体への移動、もしくは新規団体への加入を認める。
9. 連盟への加盟は、登録用紙の提出と登録料の納入による登録手続きをもって完了する。
10. 登録手続きは年度最初の行事時とする。
11. 加盟団体・加盟者が協会の名誉を傷つけたときは、加盟団体及び加盟者を登録から抹消する。その時、納入した登録料は返還しない。
12. 当連盟が企画する行事に、無届で2回連続不参加のときは次年度の登録を受け付けない。

登録料

1. 連盟へ加入するための登録料は理事会で決定する。
   「円／人　×　登録人数」とする。
2. 登録期間内で追加登録があった場合は、次回の大会・行事の受付時に、追加登録用紙と人数分の登録料を納入する。

登録期間

1. 登録期間は、毎年4月1日始まり、翌年3月31日をもって終了する。
   （中途加盟の場合は登録が完了してから翌年3月31日をもって終了する）

附　則

この登録規定は平成21年4月から施行する。
見直しが必要と認めた時は理事会で協議し、当年度の評議委員会に諮り決定する。
＜平成22年4月11日　評議委員会に下記条項を上程し、可決された＞

1. 7項　中学生以上を登録可能とした
2. 13項　無届で2回連続不参加の場合は次年度の登録を不可とした
3. 14項　JVA個人登録に関する記述があったが、
   中学生以上で他の競技団体登録者も可能としたので混同を避けるため消去した